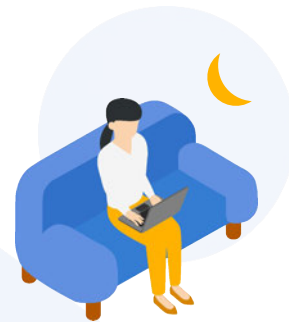
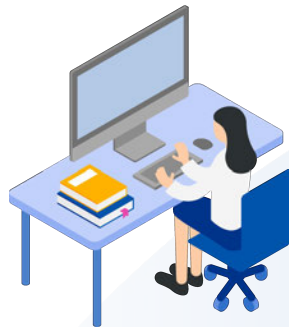


副業・Wワーク向け



2か所給与の 確定申告ガイド

※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。

※ 本資料の情報は、2025年12月作成時点のものであり、変更される可能性があります。ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。

原則

2か所以上から給与がある人は確定申告が必要

2か所以上から給与を得ている場合、原則として確定申告が必要です。会社員の「年末調整」は1社（主たる給与）でしか行えないため、もう1社の給与（従たる給与）と合算して税金を再計算する必要があります。

区分	定義	年末調整	税区分
主たる給与	「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出した勤務先	あり	甲欄（通常）
従たる給与	それ以外の勤務先	なし	乙欄（高率）

仕組み

確定申告で税金を精算する理由

「従たる給与」からは、扶養控除などが考慮されない「乙欄」という高い税率で所得税が天引きされています。確定申告を行い、すべての給与を合算して正しい税率で計算し直すことで、払いすぎた税金が還付されるケースがあります。

例外

確定申告が不要になるケース

「従たる給与」の収入と、その他の所得（副業等の雑所得）の合計が年間20万円以下の場合は、税務署への確定申告は不要です。

注意

住民税と還付申告の重要ルール

副業の収入が「20万円以下なら何もしなくてよい」と誤解しがちですが、以下の点に注意してください。

✔ 住民税の申告は必須

「20万円以下で申告不要」は国の税金（所得税）だけの特例です。所得税の申告をしない場合でも、市区町村への住民税の申告は必要です。

✔ 還付を受ける場合

医療費控除やふるさと納税などで還付を受けたい場合、また、従たる給与から引かれている納めすぎた税金の還付を受けたい場合、必ずすべての所得を申告する必要があります。20万円以下の従たる給与もすべて含めて申告する必要があるため注意してください。

特例

従たる給与からも控除を受ける方法

「主たる給与」が少なく控除しきれない場合に限り、「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」を提出することで、従たる給与からも配偶者控除や扶養控除を受けることが可能です。

確定申告には、すべての勤務先から発行される「源泉徴収票」が必須です。紛失しないよう保管し、確定申告（Web申告（e-Tax）等）の準備を進めましょう。

もし源泉徴収票を紛失した場合は、直ちに発行元の勤務先へ連絡し、再発行を依頼してください。電子交付されている場合もあるため、社内システム等もあわせて確認しましょう。



マネーフォワード クラウド確定申告を利用して確定申告を進める方に向けて、
動画やサポートサイトなどをご用意しております。ぜひ、併せてご参考くださいませ。

01

確定申告 はじめてガイド



雑所得や控除の申告に役立つ、確定申告書を提出するまでの流れについてご説明したサポートガイドを用意しております。

ガイドを見る >

02

動画で学ぶ マネーフォワード クラウド 確定申告



動画で、マネーフォワード クラウド確定申告の機能を学べるページをご用意しております。また、**確定申告の基礎について理解**できるような、**YouTube動画も用意しております**ので、ぜひご活用ください。

動画を見る >

03

クラウド確定申告 コラム

初心者の方も悩まず、安心! クラウド確定申告コラム

読む前にもう確認！クラウド確定申告のコツやポイントを伝授します

マネーフォワード クラウド確定申告についてのお問い合わせの中から、お客様が悩みやすい箇所についてコラム形式でご案内しています。確定申告書の作成にお役立てください。**仕訳の考え方や、勘定科目登録のコツ**など会社員の方にも役立つ内容をまとめております。

コラムを見る >